

令和8年9月から

大阪市

すべての0～2歳を対象に 児童発達支援等の利用者負担を無償化します！

令和8年9月サービス利用分から、「児童発達支援等利用者負担給付金」の対象者を第1子に拡充し、すべての0～2歳児の利用者負担を無償化します。

対象となる児童

令和8年8月まで

「0～2歳（令和5年4月2日以降生まれ）」の「第2子以降」のお子さま

対象を拡大

令和8年9月から

「0～2歳（令和5年4月2日以降生まれ）」の

「第1子を含む」 すべてのお子さま

※ サービス利用あたって発生する利用者負担額が給付金の対象となります。

※ 利用者負担以外の費用（医療費や、食費等の現在実費で負担しているもの）は引き続きお支払いいただくことになります。

対象となるサービス

児童発達支援・医療型児童発達支援・居宅訪問型児童発達支援

給付金の支給について



各児童発達支援事業所へ給付金の請求及び受領を委任いただくことにより、**保護者の方が事業所へ利用者負担額を支払うことなく**

大阪市が事業所に対し利用者負担額と同額の給付金を支払う、

「受領委任払」の方法により支給します。

無償化にあたり「大阪市児童発達支援等利用者負担給付金」の支給申請が必要です。詳しくは裏面をご確認ください。



申請手続き

「大阪市児童発達支援等利用者負担給付金支給申請書」を、

下記の <お住まいの区の保健福祉センター 福祉業務担当> あてにご提出ください。

北区	〒530-8401 北区扇町2丁目1番27号	東淀川区	〒533-8501 東淀川区豊新2丁目1番4号
都島区	〒534-8501 都島区中野町2丁目16番20号	東成区	〒537-8501 東成区大今里西2丁目8番4号
福島区	〒553-8501 福島区大開1丁目8番1号	生野区	〒544-8501 生野区勝山南3丁目1番19号
此花区	〒554-8501 此花区春日出北1丁目8番4号	旭区	〒535-8501 旭区大宮1丁目1番17号
中央区	〒541-8518 中央区久太郎町1丁目2番27号	城東区	〒536-8510 城東区中央3丁目5番45号
西区	〒550-8501 西区新町4丁目5番14号	鶴見区	〒538-8510 鶴見区横堤5丁目4番19号
港区	〒552-8510 港区市岡1丁目15番25号	阿倍野区	〒545-8501 阿倍野区文の里1丁目1番40号
大正区	〒551-8501 大正区千島2丁目7番95号	住之江区	〒559-8601 住之江区御崎3丁目1番17号
天王寺区	〒543-8501 天王寺区真法院町20番33号	住吉区	〒558-8501 住吉区南住吉3丁目15番55号
浪速区	〒556-8501 浪速区敷津東1丁目4番20号	東住吉区	〒546-8501 東住吉区東田辺1丁目13番4号
西淀川区	〒555-8501 西淀川区御幣島1丁目2番10号	平野区	〒547-8580 平野区背戸口3丁目8番19号
淀川区	〒532-8501 淀川区十三東2丁目3番3号	西成区	〒557-8501 西成区岸里1丁目5番20号

申請からの流れ



保護者の方が、お住まいの区役所あて
「**大阪市児童発達支援等利用者負担給付金支給申請書**」を提出



大阪市が申請内容を確認し、保護者の方へ支給決定通知書を送付



保護者の方が、児童発達支援事業所あて「支給決定通知書」の提示と、
給付金の請求及び受領を委任することを証する「**委任状**」を提出



* 「委任状」は支給決定通知書に同封します



児童発達支援事業所が大阪市あてに「委任状」を提出



事業所からの請求をもとに、大阪市が給付金を事業所あて支払い